一般社団法人電波産業会
照 会 相 談 業 務 規 程

１９９５年（平成７年）６月２日　第　１回理事会制定
最終改正　２０２５年２月２７日　第４４回理事会改正

第 1 章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人電波産業会（以下「当会」という。）が電波法（昭和２５年法律第１３１号。以下「法」という。）第１０２条の１７第２項第１号に掲げる業務（以下「照会相談業務」という。）の実施に関する事項を定め、もって照会相談業務の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（照会相談業務）

第２条　当会が実施する照会相談業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一　無線回線の設定に関する指導・助言

二　混信に関する調査

三　使用可能な周波数の選択に関する指導・助言

四　無線通信の電波伝搬障害の防止に関する指導・助言

五　その他無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項に関する指導・助言

（業務時間）

第３条　照会相談業務を行う時間は．午前９時から午後５時３０分までとする。ただし、午後０時１５分から午後１時１５分までは休憩時間とする。

（休日）

第４条　休日は．次のとおりとする。

一　土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

二　年末年始（１２月２８日から翌年１月３日までの間）

（事務所）

第５条　照会相談業務を行う事務所は、東京都千代田区内に置く。

第　2　章　業務の実施方法

（業務の申込）

第６条　照会相談業務を受けようとする者は、別表第１号に定める様式の照会相談業務申込書に、当会の会長が別に定める資料を添えて、当会に申し込むものとする。この場合において、当会は、申込のあった照会相談業務を処理することができないと認める場合には、申込を行った者と協議の上、申込のあった照会相談業務を変更し又は申込を受け付けないことができる。

（業務委託契約の締結）

第７条　当会は、前条の照会相談業務申込書を受理したときは、申込を行った者と協議の上、別表第２号に定める様式の照会相談業務委託書又はこれに準ずる様式により、照会相談業務の委託に関する契約を締結する。

（業務の実施）

第８条　当会は、前条の契約を締結したときは、遅滞なく当該契約に係る業務を照会相談業務に従事する職員（以下「従事職員」という。）に行わせるものとする。

２　当会は、照会相談業務を処理するために必要な情報であって、当該照会相談業務の委託に関する契約を締結した者（以下「委託者」という。）が所有する情報については、当該委託者に対して提供を求めることができる。

（業務完了の通知）

第９条　当会は、照会相談業務の処理を完了したときは、遅滞なく別表第３号に定める様式の照会相談業務委託完了通知書に照会相談業務の処理結果報告書を添えて、委託者に通知する。

（疑義の申立等）

第１０条　前条の照会相談業務の処理結果について疑義を有する委託者は、当会に対して、当該照会相談業務委託完了通知書を受理した日から３０日以内に、文書をもって申し立てることができる。

２　当会は、前項の疑義の申立に対して、誠意をもって処理するものとする。

（記録等）

第１１条　当会は、第６条から前条までに関する記録媒体を備え付け、照会相談業務の実施状況を記録するとともに、当該記録媒体を適正に管理し、記録の日から３年間保存する。

２　当会は、第６条の照会相談業務申込書、第７条の照会相談業務委託書、第８条第２項の規定により委託者から提供を受けた情報及び前条第１項の規定により疑義の申立の文書については当会が受理した日から、第９条の照会相談業務委託完了通知書の写しについては委託者に送付した日から、それぞれ３年間保存する。

（資料等の保管）

第１２条　当会は、法第１０２条の１７第４項の規定により総務大臣から提供を受けた情報及び第８条第２項の規定により委託者から提供を受けた情報について、従事職員以外の者が容易に入手又は閲覧できないように保管する。

（秘密の保持）

第１３条　当会の役職員又はその職にあった者は、照会相談業務に関して知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

（瑕疵担保責任）

第１３条の２　当会は、第９条の照会相談業務の処理結果に関する瑕疵について、別表第３号の２に掲げるところにより、当該照会相談業務の委託者に対して、瑕疵担保責任を負うものとする。ただし、当会の従事職員に故意又は過失がない場合はこの限りではない。

（業務の実施方法の特例）
第１３条の３　当会は、本規定により業務を実施することが不適当と認める場合は、照会相談業務を受けようとする者と協議の上、これらに関する業務の実施方法を契約書等を締結することにより別途定めることができるものとする。

第　３　章　　手数料

（負担）
第１４条　照会相談業務に係る手数料は、委託者が負担する。
（手数料の額）
第１５条　手数料の額は、第２条に掲げる照会相談業務に応じて別表第４号に定める照会相談業務に係る手数料の算定基準に基づき、第７条の規定による業務委託契約の締結時に当会と申込を行った者双方が協議して定める。
（手数料の収納）
第１６条　当会は、第９条の規定による業務完了の通知に併せて、照会相談業務委託書で定められた手数料を委託者に請求書をもって請求し、委託者が当会の指定する銀行口座へ振り込むことにより収納する。

第　４　章　　雑　　則

（委任）
第１７条　この規程に定めるもののほか、会長は、必要に応じて細則を定めることができる。
２　前項の細則を定めたときは、役員に報告（一部改正の場合にあっては重要と認められるものに限る。）するとともに総務大臣に届け出るものとする。
（紛争又は疑義の解決方法）
第１８条　本規程に関し、紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じ協議の上解決するものとする。
２　訴訟の必要が生じた場合には、当会を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

附　則
この規程は、郵政大臣の認可の日（平成７年６月１６日）から施行する。
附　則（平成８年５月第２回理事会改正）
この規程の改正は、郵政大臣の認可の日（平成８年７月１日）から施行する。
附　則（平成９年３月２１日第１６回書面表決による理事会改正）
この規程の改正は、平成９年４月１日から施行する。
附　則（平成９年５月２８日第４回理事会改正）
この規程の改正は．平成９年７月１日から施行する。
附　則（平成１１年５月１９日第１０回理事会改正）
この規程の改正は、郵政大臣の認可の日（平成１１年６月１５日）から施行する。
附　則（平成１２年９月２７日第１４回理事会改正）
この規程の改正は、総務省設置法（平成１１年法律第９１号）の施行の日（平成１３年

１月６日）から施行する。

附　則（平成１４年２月２７日第２０回理事会改正）

この規程の改正は、総務大臣の認可の日（平成１４年３月２１日）から施行する。

附　則（平成１５年２月２６日第２３回理事会改正）

この規程の改正は、総務大臣の認可の日（平成１５年３月２４日）から施行する。

附　則（平成１９年７月２日第４０回理事会改正）

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２１年２月２７日第４４回理事会改正）

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１２月１１日第４７回理事会改正）

この規程の改正は、一般社団法人の登記をした日（平成２３年４月１日）から施行する。

附　則（平成２６年２月２５日第９回理事会改正）

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１０月１６日第２４回理事会改正）

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、平成３０年１２月１日から施行する。

附　則（２０２２年２月２２日第３５回理事会改正）

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、２０２２年６月１日から施行する。ただし、別表第４号注２は、２０２２年４月１日から施行する。

附　則（２０２４年２月２７日第４１回理事会改正）

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、２０２４年４月１日から施行する。

附　則（２０２５年２月２７日第４４回理事会改正）

この規程の改正は、総務大臣の認可を受けた後、２０２５年４月１日から施行する。

別表第１号

照会相談業務申込書

年　　月　　日

一般社団法人電波産業会
会　長　　（　　氏　　名　　）　殿

申　込　者
住　　所

(ﾌﾘｶﾞﾅ)
氏　　名　　(印)

下記の照会相談業務を受けたいので、申し込みます。

記

１　照会相談業務の内容

２　照会相談業務に係る無線回線の概要

３　希望する業務委託の完了日

別表第２号

（番　号）

照会相談業務委託書

年　　月　　日

委託者　住所

氏名　　(印)

受託者　住所（　　住　　所　　）
一般社団法人電波産業会
氏名　　会　長　（　氏　名　）(印)

委託者は、一般社団法人電波産業会照会相談業務規程に基づき、下記により照会相談業務を委託し、受託者はこれを受託します。

記

１　業務委託の内容

２　業務委託に係る無線回線の概要

３　業務委託の完了日

４　業務委託に係る手数料

別表第３号

（番　号）

照会相談業務委託完了通知書

年　　月　　日

（委託者）　殿

（　　住　　所　　）

一般社団法人電波産業会
会　長　　（　氏　名　）　（印）

年　　月　　日（番　　号）で受託しました下記の照会相談業務委託が完了しましたので、通知します。報告資料については、本通知書に添付もしくは電子ファイルにて送付します。

記

１　業務委託の内容

２　業務委託に係る無線回線の概要

３　業務委託の完了日

４　業務委託に係る手数料

別表第３号の２

瑕疵担保責任

Ⅰ　第２条第一号から第三号まで及び第五号の照会相談業務の処理結果に係る場合

１　第１３条の２の瑕疵が、同条の処理結果の内容に基づき行った委託者の無線局の開設又は変更の申請に係る総務省による予備免許又は変更許可の日までに発見された場合

一　担保責任の条件

当会は、当該瑕疵が総務省から情報が提供されていない無線局との混信による場合を除き、当該瑕疵の担保責任を負うものとする。

二　瑕疵の修補

（１）当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとする。

（２）当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とする。

三　担保責任の期間

当会が当該瑕疵の担保責任を負う期間は、当該予備免許又は変更許可の日までとする。

２　第１３条の２の瑕疵が、同条の処理結果の内容に基づき行った委託者の無線局の開設又は変更の申請に係る総務省による予備免許又は変更許可の日の翌日以後に発見された場合

一　担保責任の条件

当会は、当該瑕疵が次に掲げる場合以外の場合であって、かつ、明らかに当会の従事職員の故意又は過失による場合に限り、当該瑕疵の担保責任を負うものとする。

（１）総務省が認める回線設計要領から外れた伝搬による場合

（２）建築物その他の工作物の遮蔽又は反射による場合

（３）伝搬路上の大地反射点の状況の変化による場合

（４）　次に掲げる無線局との混信による場合

（一）外国の無線局

（二）不法に開設された無線局

（三）総務省から情報が提供されていない無線局

二　瑕疵の修補

（１）当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとする。

（２）当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とする。

三　担保責任の期間

当会が当該瑕疵の担保責任を負う期間は、当該予備免許又は変更許可の日から１年目の日までとする。

Ⅱ　第２条第四号の照会相談業務の処理結果に係る場合

第１３条の２の瑕疵が、電波法による重要無線通信の電波伝搬路と高層建築物等との位置関係の検討に係る場合

一　担保責任の条件

当会は、当該瑕疵が総務省から情報が提供されていない重要無線通信の電波伝搬路に係る場合を除き、当該瑕疵の担保責任を負うものとする。

二　瑕疵の修補

（１）当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとする。

（２）当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とする。

三　担保責任の期間

当会が当該瑕疵の担保貴任を負う期間は、当該検討結果に基づく高層建築物等に係る電波法による届出に対する総務省の伝搬障害の有無の通知の日まで又は当会の回答した日から１月目の日までとする。

別表第４号

照会相談業務に係る手数料の算定基準

	業　務　内　容	固定ﾏｲｸﾛ波回線	衛星回線		携帯電話用無線局
			送受信	受　信	
1	回 線 設 計	５万円	８万円	－－	－－
2-1	混 信 計 算	１２万円	１３万円	５万円	－－
2-2	混 信 計 算（注２）	－－	－－	－－	１０万円
3	回線設計及び混信計算に基づく使用可能周波数の検討	１６万円（注３）	－－	－－	－－
4	伝搬障害計算	８万円	－－	－－	－－
5	無線局の開設又は変更に係る一般的事項のコンサルティング	２万円	２万円	２万円	－－

注１　表中の金額は、１項、２－１項、３項及び５項については一無線回線当り、４項については一件当りの手数料（消費税及び地方消費税相当額は除く。）である。

２　携帯電話用無線局から衛星回線への混信計算の一地球局当りの手数料（消費税及び地方消費税相当額は除く。）とし、人工衛星局に対しては一人工衛星局当たり３０万円とする。

３　電気通信事業者の回線については、２０万円とする。